

〔 資料編 〕

○2006 年 5 月 1 日会社法（旧法）施行 【資料 1】

会社法第 362 条

- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
（中略）
六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
（中略）
- 5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第 6 号に掲げる事項を決定しなければならない。

会社法施行規則第 100 条

法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- （中略）
- 3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第 1 項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社法第 362 条

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

(中略)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(中略)

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第 6 号に掲げる事項を決定しなければならない。

会社法施行規則第 100 条

法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。

- 一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(中略)

3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第 1 項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 二 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- 三 当該監査役設置会社の監査役の第 1 号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社法施行規則 118 条

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

(中略)

二 法第 348 条第 3 項第 4 号、第 362 条第 4 項第 6 号、第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハ並びに第 416 条第 1 項第 1 号ロ及びホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

金融商品取引法第24条の4の4

第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

金融商品取引法第193条の2

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、第24条の4の4の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。（以下略）

金融商品取引法第24条の4の2

第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、当該有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（以下この条及び次条において「確認書」という。）を当該有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。